

## 付録 3

### 特許法の運用関係一覧

- (1) 法改正の概要と留意点
- (2) 経過措置抜粋
- (3) 無効理由一覧（特許法 § 123）
- (4) 拒絶理由一覧（特許法 § 49）
- (5) 第36条の変遷

## (1) 法改正の概要と留意点

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成5年改正 (H6.1.1施行)	①補正の範囲の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書又は図面の補正制限（新規事項追加禁止）</li> <li>・特許請求の範囲の補正適正化</li> <li>・不適法な補正の無効理由化</li> </ul> ②審判手続の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・拒絶査定不服審判請求時の補正の適正化</li> <li>・補正却下不服審判の廃止</li> <li>・訂正における新規事項追加禁止</li> <li>・無効審判中の訂正請求許容</li> <li>・不適法な訂正の無効理由化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年1月1日以降の特許出願に係る特許の無効審判において、新規事項を追加する補正が無効理由となる。</li> <li>・平成6年1月1日以降請求の訂正審判、無効審判中の訂正請求、特許異議申立中の訂正請求については、改正法を適用し、出願日にかかわらず新規事項追加不可。平成6年1月1日以降に請求された訂正審判による訂正が不適法であった場合、無効理由の対象となる。</li> </ul>
平成6年改正 (H7.7.1施行)	①存続期間の延長 ②特許権の効力の拡大 ③特許出願への外国語書面出願制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記訂正の基準明細書は当初明細書</li> <li>・原文に基づく誤記訂正許容</li> </ul> ④明細書の記載要件 ⑤特許請求の解釈にあたっての発明の詳細な説明の参酌 ⑥権利回復制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行日前の出願についての訂正については、旧法が適用される（平成6年法改正前第126条が適用され、誤記訂正は認められず、誤記訂正の基準明細書は特許明細書となる。）。</li> <li>・平成7年7月1日以降の出願に係る訂正については、改正法が適用される。</li> </ul>
平成6年改正 (H8.1.1施行)	①特許権付与前特許異議申立制度の廃止及び特許権付与後特許異議申立制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・異議申立理由：公益に反するものに限定</li> <li>・異議申立中の訂正請求可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年1月1日に公告決定の謄本送達がない出願については、出願日にかかわらず付与後特許異議の申立て（手続中の訂正請求を含む）を適用する。</li> <li>・訂正関係については、上記のとおり、新規事項追加は、出願日にかかわらず不可。訂正要件については、出願日が平成7年7月1日以降か否かで異なる。</li> </ul>
平成10年改正 (H11.1.1施行)	①損害賠償制度の見直し ②発明の名称の願書への記載省略 ③先願の地位の見直し ④優先権データの交換 ⑤特許料の引き下げ ⑥無効審判における請求理由の補正制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年1月1日以降に新たに無効審判の請求がされた場合に、改正前の出願に係る特許権については、拒絶が確定した出願と同一の特許権であれば無効とされる。</li> <li>・無効審判における審判請求書の、請求理由の要旨変更に係る補正制限は審判手続の問題であるので、施行前の出願に係る特許権についてであっても、施行後に請求された無効審判においては、請求書の要旨変更補正の制限を受ける。</li> </ul>
平成11年改正 (H12.1.1施行)	①審査請求期間の短縮 ②訂正請求における訂正要件見直し（独立特許要件の条件付削除） ③特許侵害に対する救済措置の拡充 ④裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換 ⑤新規性阻却事由の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界公知・公用の導入、インターネット上の技術情報を新規性阻却事由に位置づけ</li> </ul> ⑥新規性喪失の例外規定の適用対象の拡大 ⑦分割・変更出願に係る手続の簡略化 ⑧特許料金の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正請求における独立特許要件の条件付削除は平成12年1月1日以降に請求された審判における訂正請求に適用される。一方で、無効審判等が請求された請求項について独立特許要件が満たされていない訂正の看過は、施行日前の出願に係る特許等については不適法訂正による無効理由となる。</li> </ul>

<p>平成14年改正 (H14.9.1施行)</p>	<p>①発明の実施行為の明確化 ②間接侵害規定の拡充 (H15.1.1施行) ③明細書と請求の範囲の分離 (H15.7.1施行) ④PCT出願の国内移行期間の延長 ⑤先行技術文献開示制度の導入</p>	
<p>平成15年改正 (H16.1.1施行)</p>	<p>①審査請求料の引き上げ、特許料及び出願手数料の引き下げ ②審査請求手数料の返還制度の導入 ③共有に係る特許権等の減免措置の見直し ④特許異議申立制度の廃止 ⑤無効審判の請求理由の記載要件 ⑥無効審判の請求理由の要旨変更の例外的容認 ⑦審決取消訴訟提起後の訂正審判請求の時期的制限 ⑧裁判所による差戻し決定規定と差戻し後の訂正請求機会等の調整規定 ⑨審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入</p>	<p>&lt;特許異議の申立て&gt; ・施行日前にされた特許異議の申立て及び特許異議の申立ての確定した取消決定に対する再審については、その決定が確定するまでは改正前の規定を適用する。 ・異議申立の取消決定に対する訴えや異議申立書の却下決定に対する訴えについては、旧法が適用される(平成16年1月1日以降に訴えを提起することも可能)。 ・平成16年1月1日以降に取消決定取消訴訟が提起された場合の訂正審判請求時期は、訴訟が裁判所に係属してから90日の間に限られる(§126Ⅱの読み替え)。 &lt;無効審判&gt; ・平成16年1月1日以降に請求された審判・再審について、改正法が適用される。 ・求意見・意見陳述の規定については、施行前に請求された無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用する。 ・決定による差戻しや、差戻し後の無効審判と訂正審判の調整規定等の訴訟についての規定は施行前に請求された無効審判には適用されない。 ・改正後の訂正要件に違反する訂正がされたことを無効理由とする規定は、平成16年1月1日以降になされた訂正について適用する。 &lt;訂正審判&gt; ・訂正審判の請求期間の制限は、平成16年1月1日以降に請求される訂正審判及び訂正審判の確定審決に対する再審に適用される。</p>
<p>平成16年改正 (H17.4.1施行)</p>	<p>①先行技術調査体制の拡充・効率化 ②インターネットを利用した公報の発行 ③予納制度を利用した特許料の返還 ④実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 ⑤職務発明規定の見直し</p>	
<p>平成18年改正 (H19.4.1施行)</p>	<p>①分割要件の緩和 ②シフト補正の禁止</p>	<p>・分割出願は、平成19年4月1日以降に出願された特許出願に基づく分割出願が対象となる。</p>
<p>平成20年改正 (H21.4.1施行)</p>	<p>①通常実施権等登録制度の見直し ②不服審判請求期間の見直し ③優先権書類の電子的交換の対象国の拡大 ④特許・商標関係料金の引き下げ (H20.6.1施行) ⑤料金納付の口座振替制度の導入 (H21.1.1施行)</p>	<p>・施行日前に謄本が送達された拒絶査定又は補正却下決定に対する不服審判の請求期間については、改正前の規定を適用する。 ・平成18年改正法の施行日(平成19年4月1日)より前の特許出願に対し、平成20年改正法の施行日(平成21年4月1日)以降に拒絶査定謄本が送達された場合、分割出願は拒絶査定不服審判と「同時」にのみ可能(特§44①一)。 ・平成18年改正法の施行日(平成19年4月1日)以降の特許出願に対して、平成20年改正法の施行日(平成21年4月1日)以降に拒絶査定謄本が送達された場合、同査定の謄本送達日から「3月以内」に分割出願が可能だが(特§44①三)、拒絶査定不服審判と「同時」の分割出願(特§44①一)とは、分割の実体的要件の判断の基礎となる原出願の明細書等が異なる。</p>

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成23年改正 (H24. 4. 1施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通常実施権等の対抗制度の見直し</li> <li>②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備</li> <li>③審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止</li> <li>④再審の訴え等における主張の制限</li> <li>⑤審決の確定の範囲等に係る規定の整備</li> <li>⑥無効審判の確定審決の第三者効の廃止</li> <li>⑦特許料等の減免に係る関係法令の見直し</li> <li>⑧発明の新規性喪失の例外規定等の見直し</li> <li>⑨出願人・特許権者の救済手続の見直し</li> <li>⑩料金の見直し</li> <li>⑪商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止</li> </ul>	特許法の経過措置については、附則第2条を参照（→付録2.（2）、付録4.（2））。
平成26年改正 (H27. 4. 1施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①救済措置の拡充</li> <li>②特許異議申立制度の創設</li> <li>③複数国に意匠を一括出願するための規定の整備（「ジュネーブ改正協定」が日本国について効力を生ずる日施行）</li> <li>④商標法の保護対象の拡充</li> <li>⑤地域団体商標の登録主体の拡充</li> <li>⑥PCT手数料の納付手続の見直し(H26. 8. 1施行)</li> <li>⑦弁理士の使命の明確化</li> </ul>	特許異議申立制度の創設、特許無効審判における請求人適格の変更（「何人」→「利害関係人」）
平成27年法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①職務発明規定の見直し</li> <li>②特許料等の改定</li> <li>③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備</li> </ul>	

## (2) 経過措置抜粋

(H26年法)

H27.4.1施行

附則 § 2

- 16 新特許法第百十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。
- 17 この法律の施行前に請求された特許無効審判については、新特許法第二百二十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(H23年法)

H24.4.1施行

附則 § 2

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第百四条の三第三項並びに第二百二十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の前にした特許出願については、なお従前の例による。

10 新特許法第六十七条の三第一項及び第二百五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。

11項～13項 略

14 この法律の施行の前日に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。）における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）及び新特許法第百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張（新特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）について適用する。

16項、17項 略

18 この法律の施行の前日に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の前日に請求された特許無効審判であって、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

20 この法律の施行の前日に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の前にした旧特許法第二百二十六条第一項又は第三百十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る特許の無効（旧特許法第二百二十三条第一項第八号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

22 新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の前日に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

23 新特許法第百七十八条第一項及び第九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第百三十三条第三項の規定によりされる新特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の前日に請求された特許無効審判に係る旧特許法第百三十三条第三項の規定によりされた旧特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

24 新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の前日に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

25項、26項 略

27 新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の前日に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(50年法)	(60年法)	(62年法)	(H2年法)	(H5年法)	(H6年法)	(H10年法)	(H11年法)	(H14年法)	(H15年法)	(H18年法)	(H20年法)
51.1.1	60.11.1	63.1.1	H2.12.1	H6.1.1	H7.7.1 H8.1.1(付与後異議)	H11.1.1	H12.1.1	H15.7.1	H16.1.1	H19.4.1	H21.4.1
<p>附則 § 2 (1) この法律の施行の際現に特許庁に属している特許出願については、改正後の特許法第195条第1項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願については査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(3) この出願の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例による。</p>	略	<p>附則 § 3 (1) 第2条の規定による改正後の特許法第36条第4項及び第5項、第37条第3号、第55条第1項ただし書、第123条第1項各号列記以外の部分及び第3号、第155条第3項、第185条並びに第195条第3項の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令附則 § 2(1) 施行前にした特許出願については、法附則第4条の規定による改正前の特許法の規定は、法施行後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 § 2 (1) この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第1条による改正後の特許法第195条第1項及び第2項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審については査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(4) 新特許法第123条第1項第1号及び第184条の15第1項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。</p> <p>(5) 新特許法第123条第1項第7号の規定は、この法律の施行後に新特許法による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 6 (1) この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面についての補正並びに補正に係る拒絶の査定及び特許の無効並びにこの法律の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面についての訂正及び訂正に係る特許の無効については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 新特許法第36条、第37条、第49条第4号及び第123条第1項第4号の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。</p> <p>(以上H7.7.1施行分)</p> <p>附則 § 8(1)(改正法) 第2条の規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であって、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があったもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の到達があった特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(以上H8.1.1施行分)</p>	<p>附則 § 2 (1) この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審については査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(2) この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。</p> <p>(13) この法律の施行前に請求された特許異議申立若しくは特許法第123条第1項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第120条の4第3項及び新特許法第134条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 2 (1) この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願については、査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(2) この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。</p> <p>附則 § 3(2) 施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第29条の2に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とする。</p>	<p>附則 § 2 (1) …改正後の特許法…第36条第4項…の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。</p> <p>附則 § 3(2) 施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第29条の2に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における同条の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(13) この法律の施行前に請求された特許異議申立若しくは特許法第123条第1項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第120条の4第3項及び新特許法第134条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 2 (7) この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは審判又は再審については、その特許異議の申立て若しくは審判又は再審について決定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(8) この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は審判の確定した取消決定又は審決に対する再審については、なお従前の例による。</p> <p>(9) この法律の施行前に請求された特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。</p> <p>(10) 新特許法第181条の規定は、この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された特許法第123条第1項の審判については、なお従前の例による。</p> <p>(11) 新特許法第123条第1項第8号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 3 (1) 第2条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第17条の2第1項第4号、第121条第1項及び第162条の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 新特許法第44条第1項第3号及び第6項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願であって、意匠法等の一部を改正する法律（…以下「平成18年改正法」という。）の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達があった特許出願又は平成18年改正法の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 2 (1) 第1条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第17条の2第1項第4号、第121条第1項及び第162条の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 新特許法第44条第1項第3号及び第6項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願であって、意匠法等の一部を改正する法律（…以下「平成18年改正法」という。）の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達があった特許出願又は平成18年改正法の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。</p>

(参考) <経過措置に規定される、「なお従前の例による」と「なおその効力を有する」について>

- ・どちらも経過的に旧法令の効力ないしは旧制度を一時持続させる規定。前者の場合は、旧法令又は改正前の法令の規定は失効して、「なお従前の例による」という規定が適用の根拠になっているのに対し、後者は「なおその効力を有する」という規定によって効力を有することとされている旧法令又は改正前の法令の規定が根拠。
- ・「なお従前の例による」は、当該法律のほか、施行令等を含めて包括的に旧法令又は改正前の法令の規定によることを定めているのであり、後者の場合は、そこで効力を有するとされた特定の旧法律の規定だけが対象であり、施行令等についての措置は改めて規定しなければならない。
- ・「なお従前の例による」は、ある事項に対する法律関係については改正前の法律制度をそのまま凍結した状態で適用するのであって、後に至って改正することはできないのに対し、「なおその効力を有する」は、ある事項については、旧法令又は改正前の法令の規定が効力を有するのであるから、必要があれば改正が可能。

## 【H16年法までの無効理由の一覧】

(50年法) 51. 1. 1	(60年法) 60. 11. 1	(62年法) 63. 1. 1	(H2年法) H2. 12. 1	(H5年法) H6. 1. 1	(H6年法) H7. 7. 1	(H10年法) H11. 1. 1	(H11年法) H12. 1. 1	(H14年法) H14. 9. 1	(H15年法) H16. 1. 1	(H16年法) H17. 4. 1	理由
				1号関係 § 17(2) (§ 17の2(2)含) (*1) § 17の3(2) § 64(2) (拒査審判の特則で 準用)	1号関係 § 17の2(3) (*2)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3) (*5)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3)	新規事項追加
(1号関係) § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 37 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 37 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4) (*3)	2号関係 § 25  § 29 (*4) § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25  § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4) (*6)	外国人権利の 享有特許要件 新規性/進歩性 拡大先願 特許対象 共同出願 先願
(2号関係) 条約違反	(2号関係) 【同左】	(2号関係) 【同左】	(2号関係) 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	条約違反
(3号関係) § 36(4), (5)	(3号関係) § 36(3), (4)	(3号関係) § 36(3), (4) (除3号), (5)	(3号関係) § 36(4), (5) (除3号), (6)	4号関係 § 36(4), (5) (除3号) (6)	4号関係 § 36(4), (6) (除4号)	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	4号関係 § 36(4) (1号のみ), (6) (除4号)	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	記載要件
					5号関係 原文新規事項	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	原文新規事項
(4号関係) 冒認	(4号関係) 【同左】	(4号関係) 【同左】	(4号関係) 【同左】	(5号関係) 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	冒認
(5号関係) 特許後の § 25	(5号関係) 【同左】	(5号関係) 【同左】	(5号関係) 【同左】	(6号関係) 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	特許後の外国 人権利享有
				(7号関係) § 126(1)ただし書 (2), (3) (§ 134 (5) 準用含)  § 134(2)ただし書	8号関係 § 126(1)ただし書 (2)～(4) (§ 134 (5) 準用含)  § 134(2)ただし書	8号関係 § 126(1)ただし書 (2)～(4) (§ 120の4(3), § 134 (5) 準用 含) § 120の4(2)ただ し書 § 134(2)ただし書	8号関係 【同左】	8号関係 § 126(1)ただし書 (2)～(4) (§ 120の4(3), § 134 (5) 準用含) § 120の4(2)ただ し書 § 134(2)ただし書	8号関係 § 126(1)ただし書 (3)～(5) (§ 134の2(5)準用含)  § 134の2(1)ただし書	8号関係 【同左】	訂正違反

(注) 号関係は新法の号を表している。

- \*1 補正の見直し
- \*2 明細書の記載（原語出願、原語訂正）
- \*3 放棄された先願、拒絶査定又は審決が確定した先願につき § 39の適用なし
- \*4 世界公知、インターネット公知導入
- \*5 特許請求の範囲と明細書とが分離
- \*6 実用新案登録に基づく特許出願

## (4) 拒絶理由一覧 (特許法 § 49)

## 【H23年法とH18年法における拒絶理由の対比】

拒絶理由	H18年法	H23年法
	施行日：H19.4.1	施行日：H24.4.1
補正要件	§ 49一号関係	同左
新規事項	§ 17の2(3)	同左
発明の特別な技術的特徴を変更する補正	§ 17の2(4)	同左
外国人権利の享有	§ 49二号関係	同左
発明／新規性／進歩性	§ 25	同左
拡大先願	§ 29	
特許対象	§ 29の2	
共同出願	§ 32	
先願	§ 38	
先願	§ 39①～④	
条約違反	§ 49三号関係	同左
	§ 49四号関係	同左
記載要件	§ 36④一、⑥	同左
単一性	§ 37	
	§ 49五号関係	同左
先行技術文献開示	§ 36④二	同左
原文新規事項	§ 49六号関係	同左
冒認	§ 49七号関係	同左
	その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。	その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。



【H18年法までの拒絶理由の一覧】

(50年法) 51. 1. 1	(60年法) 60. 11. 1	(62年法) 63. 1. 1	(H2年法) H2. 12. 1	(H5年法) H6. 1. 1	(H6年法) H7. 7. 1	(H6年法) H8. 1. 1	(H14年法) H14. 9. 1	(H15年法) H16. 1. 1	(H18年法) H19. 4. 1	理 由	
					1号関係 § 17(2) ( § 17 の2(2) 含)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3)	1号関係 § 17の2(3) § 17の2(4)	新規事項 発明の特別な技術的特徴 を変更する補正
(1号関係) § 25 § 29 § 29の2 § 31 § 32 § 37 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25 § 29 § 29の2 § 31 § 32 § 37 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 37 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	(1号関係) § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	2号関係 § 25 § 29 § 29の2 § 32 § 38 § 39(1)～(4)	外国人権利の享有 発明／新規性／進歩性 拡大先願 追加の特許 特許対象 共同出願 先願
(2号関係) 条約違反	(2号関係) 【同左】	(2号関係) 【同左】	(2号関係) 【同左】	(2号関係) 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	3号関係 【同左】	条約違反
(3号関係) § 36(4)、(5) § 38	(3号関係) § 36(4)～(6) § 38	(3号関係) § 36(3)～(5) § 38	(3号関係) 【同左】	(3号関係) § 36(4)～(6) § 37	4号関係 【同左】	4号関係 § 36(4)、(6) § 37	4号関係 【同左】	4号関係 § 36(4)①、 (6) § 37	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	記載要件 単一性
								5号関係 § 36(4)②	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	先行技術開示要件
						(5号関係) 原文新規事項	(5号関係) 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	6号関係 【同左】	原文新規事項
(4号関係) 冒認	(4号関係) 【同左】	(4号関係) 【同左】	(4号関係) 【同左】	(4号関係) 【同左】	(5号関係) 【同左】	(6号関係) 【同左】	(6号関係) 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	7号関係 【同左】	冒認
	§ 31 § 36(6) § 38	§ 36(5) § 38	§ 36(4)③ § 37	§ 36(5)③ § 37	§ 36(5)③ § 37	§ 36(6)④ § 37	—	—	—	—	付与前異議申立制度下 において、左記の理由 は異議申立理由にはな らない。
						§ 36(6)④ § 37 § 38 § 17の2(3)の 内、外国語書 面出願 冒認	§ 36(6)④ § 37 § 38 § 17の2(3)の 内、外国語書 面出願 冒認	—	—	—	H8. 1. 1からの付与後異 議申立制度下において は、異議申立ての理由 はその出願が拒絶され る理由から、左記の理 由を除いたものである。

(5) 第36条の変遷

法律	昭和50年法	昭和60年法	昭和62年法	平成2年法	平成5年法	平成6年法（第1条関係）	（第2条関係）	平成10年法	平成14年法	
施行日	昭和51年1月1日	昭和60年11月1日	昭和63年1月1日	平成2年12月1日	平成6年1月1日	平成7年7月1日	平成8年1月1日	平成11年1月1日	平成14年9月1日	
改正のポイント	*多項制の採用	*追加の特許制度の廃止（第31条削除） →第36条3項の削除	*改善多項制の採用（発明の数→請求項の数、出願の単一性）	*要約書の採用 →第36条2項の改正により番号繰り下げ		*第36条の改正 →明細書の記載要件の緩和：発明の詳細な説明は「明確かつ十分」「明確かつ簡潔」に記載。 *外国語書面出願制度の導入		*願書記載事項「発明の名称」の削除 →第36条1項2号の削除及び第36条1項3号の番号繰り下げ	*明細書と請求の範囲の分離 →第36条2項に「特許請求の範囲」を追加及び関係条文について「明細書」から「特許請求の範囲」を分離 *先行技術文献情報について第36条4項2号の追加	
条	詳細な説明	4項 第2項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術分野における通常知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	3項 前項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術分野における通常知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	3項 【同左】	4項 【同左】	4項 前項第3号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術分野における通常知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。	4項 【同左】	4項 【同左】	4項 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 経済産業省令で定めるところにより、その明の属する技術分野における通常知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。 2号 その発明に関連する文献公知発明（第29条第1項第3号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。	
	特許請求の範囲	5項 第2項第4号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。ただし、その発明の実施態様を合わせて記載することを妨げない。	4項 第2項第4号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。	4項 第2項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分してあること。 3号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	5項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号～3号【同左】	5項 【同左】	6項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明が明確であること。 3号 請求項ごとの記載が簡潔であること。 4号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	6項 【同左】	6項 【同左】	6項 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号～4号【同左】
	要約書	6項 前項の規定による特許請求の範囲は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならない。	5項 前項の規定による特許請求の範囲は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならない。	5項 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。	6項 【同左】	6項 【同左】	5項 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。	5項 【同左】	5項 【同左】	5項 第2項の特許請求の範囲には、請求額に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
附則	*従来法下出願されたものは従来法適用附則§2③、施行前の出願に係る特許の無効理由についてはなお従前の例による。	*追加の特許以外は、従来法下出願されたものにも新法適用経過措置なし。（附則§2、3の裏読み）	*従来法下出願されたものは従来法適用附則§3①、§36④⑤、§123①は施行後の出願に適用し、施行前の出願は従前の例による。	*従来法下出願されたものは従来法適用特例法施行附則§2、改正前の特許法の規定は、なおその効力を有する。	*従来法下出願されたものは従来法適用附則§2④、施行後の無効審判請求に適用（ただし§123①については、施行後の出願に適用）	*従来法下出願されたものは従来法適用附則§6②、36条、123条①四の規定及び訂正については、施行後の出願に適用	*従来法下出願されたものは従来法適用	*従来法下出願されたものは従来法適用	*従来法下出願されたものは従来法適用	